

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【12】」

2. 日時：令和2年6月11日 10時00分～11時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階耐震会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官※、名倉安全管理調査官※、石井主任安全審査官、佐藤主任安全審査官、中村主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官※、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他15名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)のうち、基準津波に係る内容について、本年6月2日に電子提出された資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は以下の点について、審査会合の議論を踏まえた事実確認を行うとともに、資料の適正化をした上で改めて今後説明することを求めた。

○基準津波3及び基準津波4については、審査会合での議論及び入力津波の作成に係る方針を踏まえ、以下の点に留意して整理すること。

- ・ 取水路防潮ゲート閉止のための判断条件を設定するために入力津波のパラメータスタディを実施することを考慮したパラメータを設定とすること
- ・ 上記を踏まえ、基準津波に対する基準津波定義位置での波形の記載方法を適切に提示すること
- ・ 基準津波において、耐津波設計において検討すべき津波波源が適切に選定されるように、波源の網羅性について評価内容を整理すること
- ・ 海底地すべりに関する津波評価に用いた破壊伝播速度等のパラメータは評価した海底地すべり全てについて、資料に記載すること
- ・ 海底地すべりの津波評価結果の一覧だけでなく、基準津波の選定においても、適切に選定方針に従って選定されていることが分かるように、崩壊規模が基準津波3及び基準津波4に次ぐ海底地すべりによる津波水位評価を合わせて示すこと

○土木学会による「原子力発電所の津波評価技術」について引用する際は、2016年版とした方が適切なものは2016年版を引用するように更新すること。2002年版の引用も必要に応じて残すこと。また、他に更新すべき情報は適切に更新すること

○審査資料は、既許可・既認可の案件と同様に申請者の責任において作成するものであることを十分に認識した上で、審査資料作成作業の品質管理を適切に行うこと

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料（本年6月2日に電子提出にて受領した資料と同一内容資料）：

- ・ 高浜発電所1～4号炉 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について
- ・ 高浜発電所1～4号炉 津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について（参考資料）
- ・ 高浜発電所1～4号炉 基準津波について

以上